## 参加費無料!! 相続セミナーのご案内



## 生前贈与

孫に生前贈与したい場合は、 孫の口座に直接振り込めば良い。

※答えは右下に記載



10 X?

いわゆる資産家の方だけでなく、一般の方からも大変お問い合 わせが多いのが、生前贈与についてのご質問です。「なるべく 税金の支払を抑えたい」「相続でもめて欲しくない」「財産を残 してあげたい人が決まっている」…。私たち専門家はお客様の ニーズに合わせて、最適な生前贈与プランをご提案しています。 近年の法改正内容も踏まえつつ、私たちが考えるベストな生前 贈与の方法について、具体例を交えて詳しくご説明いたします。



11月30日(木) 10:00~11:45



ツインメッセ静岡404・405会議室 (静岡市駿河区曲金三丁目1番10号) ※駐車料金は有料です。



講師 株式会社イワサキ経営 大澤 祐紀

【プロフィール】

相続・遺言専門行政書士。平成29年12月に行政書士登録。葬儀 を終えた直後から、相続に伴うあらゆる手続きをサポートするこ とを信条とする。過去にお手伝いしたお客様は600名以上。



FAX:054-287-0057 お申込み ※お電話又はFAXでお申込み下さい

お名前

ご参加人数

名

ご住所 ₹

電話番号

お連れ様

樣

※ お申込の際にいただいた個人情報は、受講時のご連絡やイワサキ経営グループで 開催するセミナー等の案内に使用し、第三者への提供は行いません。



(平日9:00-17:00 土日祝休み)

※答え **対** 贈与は契約行為のため、 お振込のみですと贈与に なりません。詳しくはセミナーで!!